

# 群馬県における指定廃棄物の排出状況等 について

平成25年4月9日  
環境省

# 放射性物質汚染対処特措法(放射性物質に汚染された廃棄物の処理)

## 原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

### 特定廃棄物

#### ①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定  
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物  
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に  
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設  
の焼却灰等の汚染状態  
の調査(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調  
査(特措法第18条)

申請

#### ②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定  
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

### 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

# 放射性物質汚染対処特措法の基本方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

## 3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

### (3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。  
また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

# 各県における指定廃棄物の指定状況(平成24年12月28日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	2	2,238.2	4	0.4	14	3,249.8
茨城県	15	2,097.7	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	1	0.2	18	3,023.7
栃木県	15	1,791.4	0	0	10	584.5	0 (1)	0 (67)	8	2,200	10	4,715	0	0	43	9,290.9
群馬県	0	0	0	0	5	450.6	1	127	2	171.1	0	0	0	0	8	748.7
千葉県	24	1,809.6	2	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	189.1	32	1,999.3

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、67t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

## 各県における指定廃棄物の濃度分布

- 放射性物質汚染対処特措法第16条に基づく報告、第18条に基づく申請により指定された、平成24年12月28日時点の5県における指定廃棄物の濃度分布を以下に示す。

単位:トン

都県	8,000～ 10,000 (Bq/kg)	10,000～ 30,000 (Bq/kg)	30,000～ 50,000 (Bq/kg)	50,000～ 100,000 (Bq/kg)	100,000～ (Bq/kg)	合計
宮城県	244.0	3,002.4	0.0	3.3	0.1	3,249.8
茨城県	458.5	2,565.0	0.2	0.0	0.0	3,023.7
栃木県	196.6	8,062.2	782.0	250.0	0.0	9,290.9
群馬県	125.0	527.7	96.0	0.0	0.0	748.7
千葉県	229.5	1,334.8	147.0	288.0	0.0	1,999.3
合計	1,253.6	15,492.1	1,025.2	541.3	0.1	18,312.3

※1件の申請の中で、濃度の異なる複数のロットが申請されている場合は、平均濃度により濃度分布表を作成

# 各県における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量 (平成24年11月末時点)

(単位:トン)

	焼却灰	浄水 発生土	下水汚泥 (灰・スラグ)	農林業系 副産物	その他	合計
宮城県	0	1,011.2	0	4,873.0	16.3	5,900.5
茨城県	2,286.2	0	925.8	0.4	0.2	3,212.6
栃木県	1,955.6	727.5	2,200	8,844.0	0	13,727.1
群馬県	0	672.8	458.3	0	0	1,131.1
千葉県	1,870.8	0	542.2	0	189.1	2,602.1

# 群馬県内における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量 (平成24年11月末時点)

(単位:トン)

市町村名	浄水発生土 (上水)	浄水発生土 (工水)	下水汚泥 (灰・スラグ)	合 計
前橋市	—	—	287.2	287.2
高崎市	138.6	—	141.4	280.0
渋川市	191.0	127.0	—	318.0
榛東村	96.0	—	—	96.0
安中市	95.2	—	—	95.2
桐生市	—	—	29.7	29.7
富岡市	25.0	—	—	25.0
合 計	545.8	127.0	458.3	1131.1